

# 国保だより

平成25年3月16日発行

平成25年 第1号

保険年金課

☎229-3160 ☒229-5001

## 70歳～74歳(高齢受給者負担割合が1割の人)の自己負担割合が据え置きに

病院などにかかったときに窓口で支払う一部負担金の割合が1割の人は、4月1日以降も延長し、1割のまま据え置かれることになりました。3月末までに新しい高齢受給者証を世帯主宛てに送付しますので、4月1日以降は新しい高齢受給者証を使用してください。負担割合が3割の人(現役並み所得者)は、更新はありませんので、引き続き使用してください。

## 国民健康保険料減免制度

世帯主が次の特別な事由のため、一時的に収入が著しく減少し、保険料の納付が困難になった世帯に対し、保険料が減免される場合があります。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

### 特別な事由

- 火災などの災害により、その資産に重大な損害を受けたとき
- 廃業や長期の疾病などのため就労が困難になったことにより、前年に対し所得が3割以上減少したとき(世帯主および被保険者全員の前年中の合計所得金額が400万円未満である場合に限る)
- 被用者保険(国民健康保険組合を除く職場の健康保険等)の被保険者本人が後期高齢者医療制度の対象になったことにより、その被扶養者が被用者保険の資格を喪失し、国民健康保険の被保険者になったとき
- 生活保護法の適用を受けることになったとき

## 一部負担金減免制度

世帯主が次の特別な事由のため、一時的に収入が著しく減少し、医療費の支払が困難になった世帯に対し、病院での入院時の窓口負担が最長で3カ月間減免される場合があります。世帯主および被保険者の所得などの条件がありますので、詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

### 特別な事由

- 火災などの災害により死亡、あるいは障がい者

になり、またはその資産に重大な損害を受けたとき

- 廃業や長期の疾病などのため就労

が困難になったことにより、前年に対し所得が3割以上減少したとき

- 干ばつ等による農作物の不作、不漁などのため、前年の所得に対し所得が3割以上減少したとき
- 上記に掲げる事由に類する事由があったとき



## 柔道整復師の施術を受ける人へ

医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲または捻挫(肉ばなれを含む)と診断(判断)され施術を受けたときや、骨、筋肉または関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているときは、整骨院や接骨院で受けた施術でも健康保険の対象になります。ただし、次のような場合は対象になりません。

- 疲労性や慢性的な要因からくる肩凝りや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関(病院、診療所など)でも同じ箇所を治療している負傷など
- 労災保険が適用される仕事や通勤途上での負傷

◆交通事故など第三者行為に該当する場合は保険年金課まで連絡してください。

◆施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

◆柔道整復は、施術を受けた人が柔道整復師に受領委任することによって、病院または診療所にかかったときと同じように自己負担分のみを支払い、残りの費用を柔道整復師が健康保険に請求することが例外的に認められています。受領委任を行うためには、施術を受けた人の自筆の署名が必要になりますので、柔道整復施術療養費支給申請書の内容(傷病名、日数、金額など)をよく確認して、署名してください。